

宮城県東部児童相談所所長 様

宮城県東部児童相談所の第三者評価
報告書

(令和7年度3月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

J-Oschis
日本児童相談業務評価機関

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

児童相談所第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で宮城県東部児童相談所第三者評価を実施した。

●評価の方法

2020年度厚生労働省調査研究事業「児童相談所における第三者評価 ガイドライン（案）」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「児童相談所における第三者評価ガイドライン(2025年度版)」(以下ガイドライン)を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

57項目について、児童相談所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

当該児童相談所から措置を受けた小学4年生以上のこどもを対象に、施設措置中のこども、里親委託中のこども、在宅指導中のこども(児童福祉司指導は全対象、その他についてはアンケート実施期間中に面会のあったケース対象)に対してアンケートを実施した。各回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

・ 関係機関アンケート

当該児童相談所から措置を受けたこども(全年齢対象)がいる施設、里親、また管轄市区町村を対象にアンケートを配布し、集計結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要と思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要、研修計画、事務分掌、子どもに対する説明資料（権利ノート等）、その他必要と思われる情報 等

3 実地調査

- (1) 所長・マネジメント層からの全体説明
- (2) 援助方針会議傍聴
- (3) 個別事例ヒアリング
- (4) 新人職員ヒアリング(1～3年目の児童福祉司・児童心理司 等)
- (5) 新人スーパーバイザーヒアリング(SV経験の短い児童福祉司・児童心理司 等)
- (6) 施設見学
- (7) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～Cの4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他児童相談所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

— 目次 —

児童相談所第三者評価の実施方法.....	1
目次.....	3
総評	
総評.....	5
第Ⅰ部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求.....	10
第Ⅱ部 児童相談所の組織.....	12
第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理.....	14
第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援.....	17
第Ⅴ部 社会的養育の推進.....	19
第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援.....	20
第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携.....	21

総評

(2025年12月1日(月)～2日(火) 実地調査実施分)

総評

<施設概要>

2024年4月1日現在で管轄人口約25.0万人の宮城県東部児童相談所（以下「東部児相」という）は、石巻市を中心とした3市1町を管轄し、管轄人口約6.9万人の宮城県東部児童相談所気仙沼支所（以下「支所」という）は気仙沼市と南三陸町の1市1町を管轄しています。

東部児相の正職員は所長と総括次長が各1人、庶務担当1人、虐待通報対応を含めた地区担当制で在宅支援を行う家庭支援第1班（以下「支援1班」という）に13人、里親委託児や施設入所児（以下「委託児等」という）を担当する家庭支援第2班（以下「支援2班」という）に6人の児童福祉司（以下「福祉司」という）がおり、児童心理司（以下「心理司」という）と保健師からなる心理支援班（以下「心理班」という）に7人の合計29人、そのほか会計年度任用職員が7人と兼任発令されている児童精神科医が1人で、全職員数は37人です。なお支援1班には班長とは別に担当ケースを持たないスーパーバイザー（以下「SV」という）が2名おり、管轄区を2つのチームに分けて担当し、それぞれにSVが配置されています。

支所は、支所長1人、班長1人、福祉司4人（うち1人がSV）、心理司2人、兼任の児童精神科医1人です。

なお東部児相には現職の警察職員が1人併任発令で配置され、さらに現職教員が東部児相に2人、支所には1人、福祉司として勤務しています。

<評価できる点>

○組織体制と職場環境

人口約25万の東部児相では、膨大な児童相談所（以下「児相」という）業務を、虐待対応と在宅支援を担当する支援1班、委託児等を担当する支援2班、心理支援等を担う心理班の3班体制で支援を行っており、これは組織的に考慮された結果だと思えます。また福祉司・心理司とも一人当たりの担当件数が20件程度であり、支援1班には班長以外にケースを担当しないSVが配置されるなど、従事する職員やSVが安心して勤務できる職場環境を確保している点も評価できます。

また職員やSVへのヒアリングにおいて、職場内の相談しやすい雰囲気や、同僚・上司によるサポートで職場での心理的安全性がかなり高いことが確認できました。その要因として、職員3人にSV又は班長が配属され、約60%の福祉職以外に教員や警察官等が配置されていることが考えられます。「職員が守られている」この環境が、今後も継続することを切望します。

○職員の努力

一時保護施設（以下「一保」という）や社会的養護施設（以下「施設等」という）などの関係機関は、いずれも遠距離にありますが、子どもとの関係性を大切に、一定の頻度で面接に出かけています。その際には勤務時間の弾力的運用で、施設等に入所している子どもの生活リズムに応じた面接を心がけている点は評価できます。

○権利ノートの改定

2年前の宮城県中央児童相談所（以下「中央児相」という）の第三者評価を受け、委託児等向けの子どもの権利ノート（以下「権利ノート」という）の改定が行われ、その中に子どもが児童福祉審議会（以下「児福審」という）に申し立てができる記載があることは評価できます。第三者評価は受審が目的ではなく、受審結果を踏まえ、

自治体をあげて各児相のレベルアップに取り組むことが重要と考えています。この権利ノートの改定も、宮城県（以下「県」という）として児相のレベルアップに取り組んでいる証として評価します。

○児童相談システムの活用

東部児相では、児童相談システム（以下「システム」という）の活用が進んでいました。システムそのものは県内の全児相で使用していますが、東部児相では、援助方針会議の検討資料は全てシステムを活用してペーパーレス化されています。援助方針会議に参加しているメンバーは、担当者が準備した資料だけでなく、システム内のさまざまな情報を確認しながら検討を行っていました。

<改善が望まれる点>

○一時保護施設がない点

最大の課題は一保が東部児相から約 60 km、支所からは約 130 kmと遠く離れた中央児相のみの設置である点です。県では施設等の小規模化等に伴い入所児童数が満員であるため、一時保護委託が困難な状況が生じており、一時保護は中央児相の一保で行わざるを得ません。その結果、支所では片道約 2 時間半、東部児相からでも約 1 時間半をかけて面会が行われています。一時保護中は両所とも週に 1 回の面接に努めていますが、職員の負担だけでなく他の業務への影響も生じています。

○社会的養護施設が満床状態

里親委託や施設への入所が適時に行えないため、家庭からの分離を必要とする子どもに適切な居場所が提供できていません。これは、代替養育を必要とする子どもの権利保障がされていない状況です。施設の事情など県だけで解決できる課題ではありませんが、「現状では子どもの権利侵害の状況にある」という認識で、早急な取り組みが必要であると思います。

そのためには、里親の拡大と、そもそもの家庭からの分離を減少させるための市町村における家庭支援が必要です。現在、里親支援センター（以下「里セン」という）が県内の管轄外に 1 カ所あり、東部児相には会計年度任用職員の里親委託推進員が配置されていますが、管内の里親登録数は増えていません。そのため東部児相管内に里センを設置するなど、里センとの連携強化により新規里親の開拓や里親への支援が必要と思われます。

また市町村は業務多忙等により、きめ細やかな家庭支援が難しい状況であることが窺えました。そこで、支所管内にある児童家庭支援センター（以下「児家セン」という）の活用が望まれます。本来であれば、東部児相管内に、もう一カ所の児家センを設置することが望まれます。しかし当面は、遠距離という課題があるものの、支所管内の児家センに、東部児相管内の各市町村で行われる要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という）の実務者会議（進行管理会議）に参加していただき、必要なケースへの家庭訪問や同行支援など、きめ細やかな家庭支援を担っていただくことが期待されます。

○関係機関との齟齬

現地調査で東部児相の職員はていねいな支援を行っていることを確認しましたが、関係機関アンケートからは、児相に対する期待の高さもあってか、さまざまな要望が出されていました。また要対協主催の勉強会に児相職員が講師として支援を行うといった取り組みもされていますが、児相主催の関係機関職員への研修等の提供は少ないように思います。

そのため、例えば年度当初の市町の担当者研修（役割分担や事務手続き等）、弁護士による法改正の目的

や法制度の趣旨／運営上の留意点などの法律研修など児相内の研修への参加、援助方針会議の傍聴、児相の市町村支援担当の会計年度任用職員の巡回など、児相側からの働きかけも必要と思われます。

児相における子どもの意見聴取が義務化されましたが、合わせて関係機関の声にも耳を傾け、より一層質の高い相談業務を目指して取り組みを進めていただくことを期待します。

○職員体制の充実

東部児相の心理司に欠員が生じています。心理司は巡回しての判定業務もあり、他の職員の負担軽減のため、できるだけ早くの充足に向けた取り組みを期待します。なお、支所は心理司の定員 1 人に対して 2 人を配置しており、小規模職場への配慮として評価します。

また東部児相、支所ともに福祉司の定員は充足していますが、支所では福祉司が 4 名しかおらず、SV も一部のケースを担当するため、せつかくの職員 3 人に 1 人の SV という体制が十分に発揮できていない状態です。その結果、関係機関アンケートでも職員数の不足が指摘されています。例えば「連絡が数週間つかない場合がある」（市町）、「人員不足」（里親）、「子どもによって面接に来ることが少なく子どもから要望が出る場合がある」（施設）等の回答がありました。

さらに弁護士と医師の支所への来所頻度が低く、児相における専門職員の常時配置にはほど遠い状況となっています。特に児童精神科医は、子ども総合センター石巻診療室・気仙沼診察室との兼務のため、一般診療が優先されることが多いようです。児相の嘱託医師としての役割強化に向けた検討が必要と考えます。

○会議と援助の整理

児相の専門性は職員の協議によって担保されるものですが、現在アセスメント会議として行われている会議は、児童相談所運営指針（以下、「運営指針」という）でいうところの判定会議ではないかと思われます。運営指針と同じ名称とする必要はありませんが、職員の混乱が危惧されました。また児相の受理会議、つまりこれから調査が始まる段階で「継続指導」という援助方針が決定されていることに疑問を持ちました。ご検討いただければ幸いです。

○現職教員の活用

現在東部児相、支所ともに現職の教員が派遣されていますが、実務としては福祉司業務に限定されており、現状では児相内の資源の有効活用がされていないように思われました。現状は教頭クラスの教育実践を積み重ねたベテランの現職教員が派遣されているので、例えば学齢児の援助方針会議には担当でなくても参加し、一般的な校内の体系や教員の受け止め方等について意見をもらうことで、会議において、より多角的な支援が検討できます。これは児相内での業務分担なので、所長・支所長の判断で運用可能かと思えます。ご検討ください。

○権利ノートのさらなる充実

昨年改定された権利ノートについては、加えて一保や幼児・知的障がいのある子ども向けの権利ノートの作成も必要と思われます。ご検討いただければ幸いです。

○ペーパーレス化（DX）に向けた更なる取り組み

東部児相の援助方針会議は、参加者がシステムに入る形でペーパーレス化が進んでいました。以前は会議資料の印刷につき大量のコピーが発生していましたが、大幅に改善されています。かかる状況からすれば、おおむね月 1 回、システム内の情報をプリントアウトし、紙で所内決裁を行っている運用は改善しても良いのではないのでしょうか。日々の電話対応や訪問、会議結果などがシステムに入力されていますので、電子決裁にせずとも履歴確認は可能であると思われました。ご検討ください。

なお、この取り組みは東部児相独自とお聞きました。県として業務の DX 化を推進しているようですので、他の児相とも共有することをお勧めします。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	<p>心理的安全性の高い職場環境のようですが、保護者や措置児等の都合で通常勤務時間を超えた対応も求められます。フレックスタイム制度を積極的に活用し、オフタイムでのリフレッシュを含め心身の健康の保持にご配慮ください。</p> <p>「職員の権利擁護なくして子どもの権利は守れない」という意識が重要です。現状で課題があるわけではないのですが、ご自身の権利擁護や心身の健康の維持は、子どもへの支援に必須であることにご留意ください。</p>
児童相談所	<p>ハード面の早急な改善は難しいとは思いますが、隣室の音が漏れやすい構造になっている点は好ましくありません。待合室や診察室を利用するなどして対応されていましたが、面接室の利用状況も踏まえつつ、場合によっては防音を強化する改修を行うことも一案と考えられます。</p> <p>市町村や施設、里親へのアンケートでは不満が多くみられました。また子どもへのアンケートでも福祉司の名前や権利ノートの保持などについて「知らない」「分からない」の割合も高いです。児相としては努力されていると思いますが、取り組みについての認識に齟齬があることを自覚し、解消に向けて取り組む必要があると思われれます。</p>
設置自治体	<p>県内に一保が中央児相しかないため、東部児相も支所も一保に入所中の子ども（以下「保護児」という）への面会に長時間かかっています。高速道路が整備されいづらか改善したようですが、保護者や担任教員の面会などのハードルは高く、福祉司や心理司も週1回の面会が限度です。ぜひ一時保護専用施設の管内設置を推し進めていただきたいと思います。</p> <p>各児相管轄に児家センと里センの設置、および一時保護専用施設の設置を行うことにより、地域での支援力を向上させる必要性が考えられます。</p> <p>システムの改修中とのことですが、家庭訪問や関係機関との連絡が多い児相では、所外に持ち出し可能で、データ紛失のリスクにも対応したパソコンやタブレットは複数必要です。県庁内では庁外業務がある部署は他にも多数あるとは思いますが、子どものいのちと安全を守る機関ですので、児相への多めの配置を願います。</p> <p>東部児相管内には施設等がなく、施設での面会などは、職員が工夫しながら時間をかけて出かけていました。県は各児相の体制について基準を満たすよう努力されていると感じましたが、地域の実情をふまえ、人員体制のさらなる充実を図ることが期待されます。特に今年度は、東部児相の心理司が1名欠員となっていますが、次年度で解決するよう取り組んでいただければと思います。</p> <p>もう少し弁護士の利用頻度を増やし、福祉司による裁判関係の書類作成の負担軽減につなげる必要があると考えます。また、そうした体制を整えるための予算措置が必要です。</p> <p>今後は日本語が十分でない相談者の予定外の対応の増加が想定されますが、十分にはされていないようですので、翻訳機器の導入等を検討されるとよいと思います。</p>

国	<p>管轄人口約 25 万人の東部児相では、児童福祉法（以下、「児福法」という）28 条などの親権者との対立は数年にわたって発生しておらず、福祉司の担当件数も 20 件程度と多くありません。このことから、他にもさまざまな要因はあると思いますが、児相の標準管轄人口を 20～30 万人としてはいかがでしょうか。</p> <p>加えて管内人口に対する福祉司の配置基準は少しずつ改善されてきていますが、東部児相のヒアリングをふまえると、配置基準をさらに改善することで、より丁寧な相談援助活動を行うことができ、こどもの権利擁護にも資するものと思われます。この点について、是非とも検討をお願いします。</p> <p>東部児相では医師が週 1 回、弁護士が月 1 回、支所では医師や弁護士が月 1 回一人来所することとなっていますが、国が求めている「常時配置」とはかけ離れており、医師や弁護士の関与が必要とされるケースにしっかりとした対応はできていないものと思われます。国としても、各自治体に対する人材確保や財政的な支援が必要であると考えます。</p>
---	--

第 I 部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求

－職員一人ひとりが、子どもが権利の主体であることを意識した対応を行っているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

<評価できる点>

事例ヒアリング等を通して、職員一人ひとりが子どもの権利擁護を意識して職務に取り組まれていることが確認できました。また援助方針会議では子どもの意向も検討資料に記載されていました。

権利ノートは昨年度に全面的に改訂されたものですが、子どもの権利条約の内容がイラスト付きでわかりやすく記載されているだけでなく、子どもが自分の考えや意見を記載できる欄が多数設けられており、権利意識を自分事として考えられるような工夫が施されている点で高く評価できます。また児福審についてまで触れられている権利ノートは全国的にも珍しく、模範となる内容と思います。

子どもとの面談を大切にされており、遠距離にもかかわらず、施設や里親、一保に出向いて直接子どもの思いや考えを聞き取るなど、子どもに寄り添った対応は評価できます。また保護児の様子は、毎日中央児相の一保から報告されていることで、子どもの権利に直接かかわるものではないかもしれませんが、権利擁護の前提として必要な対応と考えられます。

<改善が望まれる点>

権利ノートについては、現在作成されていない一保向けや幼児や知的障がいのある子ども向けの作成も望まれます。また、権利ノートの「あなたの相談できるひと」の児相の欄は、担当者が変更になる場合もあることを踏まえ複数の欄があると継続して使用できますので、検討してみたいかがでしょうか。さらに権利ノートに児福審の記載があることは前述の通りですが、積極的な活用はされていないようです。権利ノートへの記載だけでなく、子どもが児福審の役割を理解できるように、大人から説明する必要があると思います。

なお、子どものアンケート結果では、権利ノートを持っているかという問いに対し、「持っていない」あるいは「わからない」と答えたのが、里親委託で 88.8%、施設入所で 46.9%であり、「保護の理由が説明されていない」という回答も見られました。権利ノートの内容をいかに充実させても、子どもがその存在を認識し、内容を理解しなければ全く意味がありません。子どもが権利主体であることを常に意識できるよう、一時保護時や措置時だけでなく、定期的な子どもとの面会時に保持を確認し、権利ノートを使って状況を確認するなどの活用が必要と思われます。東部児相としては行っていたとしても、子どもたちの受け止めが違っている状況ですので、よりきめ細やかな対応を期待します。

さらに一時保護の開始時にも、一保での生活の説明と併せて、子どもの権利についてしっかり伝えることが必要です。特に一保の利用に際して手渡される、「一時保護の説明」というパンフレットの中では、守られるべき子どもの権利について一部しか触れられていません。内容の検討を期待します。

また人事異動がおおむね 3 年周期であり、毎年新たな福祉司が配置される中で、権利ノートをどのように子どもに説明するかのマニュアルや「伝え方」の研修はないようです。権利ノート改訂の目的は“作成すること”ではなく、“子ども自身が「自分が権利行使の主体である」と認識できる機会を提供すること”にあると思われますので、権利ノートの活用に向けた取組みが望まれます。

子どもの意思の聞き取りは福祉司や心理司、一保職員によるもののほか、一保へは弁護士会から、施設等へは子どもアドボカシーセンターみやぎからアドボケイトが派遣されています。今後は里親宅にいる子どもに対しても意見表明の機会が与えられるべく工夫されると良いかと思えます。

なお 日本弁護士連合会の委託援助制度を利用すれば、一時保護した子どもに代理人を付けることができます。日弁連が弁護士費用を援助するため県の負担はなく、予算措置が不要ですので、積極的な利用をお勧めします。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	子どもへの向き合い方は適切であるか	A
No.2	子どもの権利についての説明を適切に行っているか	B
No.3	様々な場面で子どもに対する説明と意見聴取、記録の作成を適切に行っているか	A
No.4	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	A

第Ⅱ部 児童相談所の組織

－児童相談所の機能を果たすために必要な体制が確保され、組織としての取組みが行われているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

<評価できる点>

東部児相の組織は、主に在宅支援を担当する支援 1 班、措置された事例を担当する支援 2 班、心理班と分かれており、管轄の人口規模を考えると適切な組織となっているように思われました。また職員はワンフロアに全員が配置され、小さいながらもミーティング用のテーブルも置かれており、チームワークを基本とする児相としては有効だと感じました。この風通しの良い環境で職員間の信頼関係が構築され、全ての職員が安心・安全に働ける職場環境が確保されています。ただ事務室は職員の増加により手狭になっており、ハード面としては、やや息苦しさがあるようにも思いました。

東部児相の支援 1 班と支所には SV が配置されており、実質福祉司 3 人に班長や SV が一人つくことで、福祉司のサポート体制が確保されていました。

東部児相には保健師が常勤配置され、県内の他の児相保健師との定期的な協議も保障されており、児相の多様な業務を行う上で独自の役割を果たしていると思われました。児相における保健師の役割は、全国的にみても発展途上かもしれませんが、実践を重ね、他自治体との交流なども進め、児相になくてはならない職種として認識されることを期待します。

県の心理司の養成プログラムが機能しており、心理司の育成はていねいに進められています。また東部児相では昨年度から会計年度任用（非常勤）職員も療育手帳の判定を担当しています。それまでは班長が多くを対応していたそうですが、心理司が欠員している中、班長だけでなく心理司全体の負担軽減につながっています。

県全体としてシステムを導入し、全ての情報はシステム内に入力されていますが、特に東部児相では受理会議、援助方針会議ともに完全にペーパーレス化されていて、リアルタイムでの幅広い情報の共有が可能となっていました。会議では多様な資料を確認しながら検討できると同時に、印刷物が減るなど SDGs に対応した業務でした。児相の DX 化の 1 つのモデルと評価できます。

職員の専門性向上に向けた所独自の研修も数多く計画され、さらには外部研修への参加機会も確保されている状況は評価できます。加えて支所職員に対しても多くの研修参加機会が確保されています。

仙台弁護士会からの推薦により東部児相、支所とも顧問弁護士を配置しており、①月 1 回の訪問、②その際に援助方針会議に出席、③法律面での研修を実施、④個別相談などの対応をしてもらう他、随時の相談についても電話やメール、弁護士事務所で面談することができます。裁判所への申し立てについては、顧問契約とは別に弁護士と個別の委任契約を締結する体制で法的助言・指導の体制が構築され、福祉司の負担軽減が図られています。

あまり目立ちませんが東部児相の会計年度任用職員の充実素晴らしいと思います。統計や費用徴収、研修等の業務を担っていただける結果、福祉司は本来のソーシャルワーク業務に専念することができます。福祉司の担当件数が少ないのも、この仕組みが影響していると思われます。

<改善が望まれる点>

児相に必要な専門性の確保に課題を感じます。職員全員が3年でほぼ確実に異動するなかで、教員や、それまで児童福祉に関係のなかった行政職員など福祉職ではない職員が福祉司の約半数という実態がありました。こうした現状が続く限り、経験年数の少ない福祉司が相当の割合で配置されると考えられますので、座学やOJTなど多様な形で、より一層研修を充実されることが期待されます。

心理司について、支所では定員1人のところを2人配置していますが、東部児相は欠員です。募集しても応募がないようですが、他職員への業務負担を考えると、できるだけ早い欠員補充が望まれます。

また、心理班にはSVが配置されておらず副班長がその任を担っていますが、欠員状態に加えて自らもケースを担当していることから、十分な対応が難しい状況となっています。専任のSV配置の検討をお願いします。

所外に持ち出せるパソコンは現在1台です。そのため虐待通報への対応のために使用されていることが多いようです。しかし家庭や施設訪問、子どもへの面接等で遠方に複数で出張する場合、帰路に運転手でない職員の記録入力が可能になると、業務の負担や残業の軽減に繋がります。近年は音声入力のツールも急速に発達しています。県組織のセキュリティ保持との兼ね合いもありますが、児相の特殊性も考慮した改善を検討してはいかがでしょうか。

弁護士の配置は「月1回の来所と随時の相談」となっていますが、援助方針会議にも月1回ではなく毎週参加してもらうことが必要と考えます。また、近年は裁判所への申し立ては発生していないようですが、今後、一時保護時の司法審査の案件も増加することが見込まれるので、もう少し利用頻度を増やすことも検討していただきたいと思います。

会議はペーパーレスで最先端の対応がなされている一方、決裁はペーパーで行われることが多く、二重の手間になっています。決裁についても、やり方を工夫されると良いと思います。

広域を管轄し中央児相の保護児への面接や市町村への訪問には公用車が不可欠と思われませんが、十分ではないように拝察しました。自家用車を申請することで公用対応しているようですが、運用面でのご検討が必要かもしれません。

関係機関のアンケートでは、担当者の頻繁な異動について不満が多くみられました。一方、県としての異動の周期（おおむね3年）の変更も難しいかもしれません。さらに市町村の人事異動も同様な影響が想定されます。別の箇所でも書いていますが、児家センや里セン等の民間機関を媒介にして、持続可能な支援体制が構築できることを祈念します。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.5	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	A
No.6	組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	A
No.7	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	A
No.8	児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	S
No.9	児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	A
No.10	情報の取り扱いが適切に行われているか	A
No.11	児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	A

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

－虐待から子どもの生命を守ることを第一とした判断・対応が行えているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

<評価できる点>

通報があった場合は所長を交えた緊急受理会議を開催し、毎週の受理会議では調査結果や一時保護している場合の支援状況の報告が行われています。また援助方針会議では一時保護や施設入所に対する子ども自身、保護者、関係機関の意向を確認しながら方針決定が行われていました。

受理会議に警察官が参加することにより、対象児童だけでなく対象児童を巡る交友関係についても、今後の捜査の見込みや対象児童に及ぼす影響等について意見が得られ、状況の整理につながっていました。また保護児については、一覧で一時保護の現状と今後の見通し（予定）の確認ができており、状況の把握がタイムリーにできていました。

援助方針会議には、担当福祉司や担当心理司、SV、班長、所長、保健師、警察職員が参加し、多角的な視点から検討がなされていました。参加者から本人や保護者を知ろうとする質問がたくさん飛び交い、情報をしっかり得た上で意見が出されているという点で充実した会議になっており、担当者がどこまで把握しているかのチェックも兼ねていると思われました。なお、援助方針会議は基本的に毎週火曜日に実施していますが、必要に応じて他の曜日にも実施しているとのことで、臨機応変に対応がなされています。

会議に上程する事例を、福祉司があらかじめエントリーしている点は、事案が多い会議の中で、効率的なスケジュール管理として工夫されていると感じました。

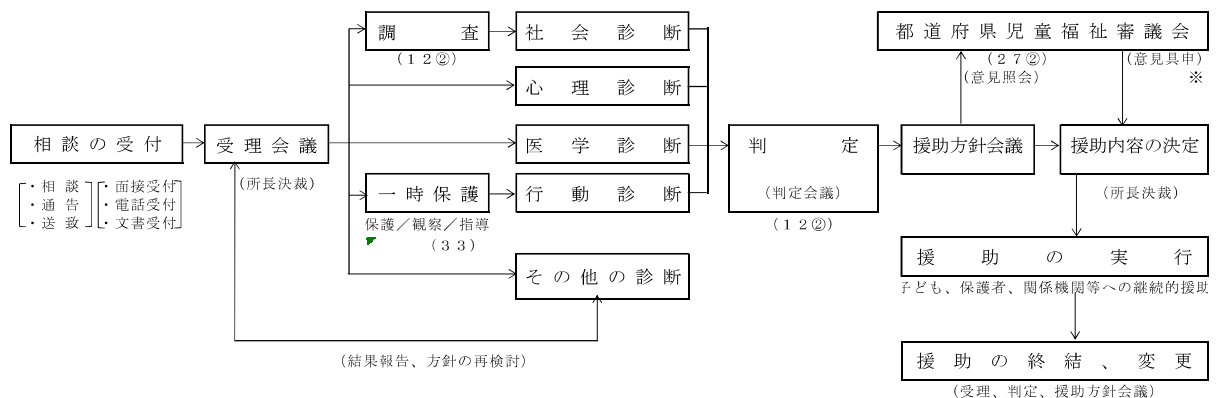
また支援1班は2～3か月に1回、在宅支援中の子どもの状況について、担当者ごとに全件の見直しを行っています。施設入所・里親委託中の支援2班は年3回の進行管理を行い、放置が起きないような取り組みが行われていました。

保護児への対応協議については、子どもの状況を直接確認することも含めて、担当職員が一保に週1回程度出向いて行っており、一保を併設していない中で努力されていました。

<改善が望まれる点>

受理会議、判定会議、援助方針会議のあり方については、児童相談所運営指針（以下、「運営指針」という）に照らして改善の余地があると思われます。運営指針は、「児童相談所の専門性は職員の協議により維持されるところが大きく、このためにも受理会議、判定会議、援助方針会議等の各会議の位置付けを明確にする」と述べ、援助の流れは図のように示されています。

図－1 児童相談所における相談援助活動の体系・展開



会議に陪席させていただいたところ、受理会議（前半）で、提出の全ての事例が「継続指導」とされていました。また受理会議（後半）では、療育手帳の事例が上程され「助言指導」とされていました。

その後、援助方針会議とアセスメント会議がありましたが、判定会議という名称の会議はありませんでした。

まず受理会議ですが、東部児相では社会診断や心理診断等がなされていないなかで、機械的に「継続指導」が提案、承認されていました。しかし受理会議はまだ調査が終わっていない段階のものも多いはずで、したがって受理会議では未対応として扱い（調査継続などとする）、一定の調査を終えたところで援助方針会議に上程し、適切な方針を決定することが必要かと思いました。つまり「継続指導」の決定は、そもそも受理会議ではなく援助方針会議で決定するものです。

その結果、自身が担当する事例について、今、上図の相談援助活動の体系のどの段階を歩んでいるのかが曖昧になるように思いました。また、以下で示すさまざまな種類がある援助のなかで、それぞれにどのような意味があり、当該事例に対しては何を選択すればいいのかを考える力が醸成されないのではないかと危惧されます。

十分ご存知のことと思いますが、運営指針では児相が行う援助は下表のようになっています。

援 助	
1 在宅指導等	2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ)
(1) 措置によらない指導 (12②)	指定医療機関委託 (27②)
ア 助言指導	3 里親 (27①Ⅲ)
イ 継続指導	4 児童自立生活援助措置 (27⑦)
ウ 他機関あつせん	5 福祉事務所送致、通知 (26①Ⅲ、63の4、63の5)
(2) 措置による指導	都道府県知事、市町村長報告、通知 (26④Ⅳ、Ⅴ)
ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3)
イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	7 家庭裁判所への家事審判の申立て
ウ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	ア 施設入所の承認 (28①②)
エ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (27①Ⅱ)	イ 親権喪失宣言の請求 (33の6)
(3) 訓戒、誓約措置 (27①Ⅰ)	ウ 後見人選任の請求 (33の7)
	エ 後見人解任の請求 (33の8)

(数字は児童福祉法の該当条項等)

例えば、現地調査時に会議傍聴をさせていただいた療育手帳のケースは「受理会議」に上程され、その場で「助言指導」が提案・決定されるため、「受理会議」と「援助方針会議」の両方が実施されていたこととなります。また「担当者として、今後の進め方について、それが妥当かどうかをしっかりと議論してほしい」と提案されたなら、「アセスメント会議」と呼ぶより「判定会議」と考えるのが、運営指針に沿った用語の使い方と思われる。仮に会議で担当者の案（もしくは別案）が決定されれば、「援助方針会議」も行われたと言えます。つまり、受理・判定・援助方針という3つの会議は、完全に独立しているわけではなく、2つもしくは3つが同時に進行することもあり得ます。児童福祉司はケースの受理から支援方針の策定に至るプロセスにおいて現在地を常に意識し、必要情報の収集・処理、多職種との連携による評価・判断、これらを基にして計画の策定が求められます。組織としてもこれらの積み上げを可能とする会議体系の構築が必要と考えます。

なお、受理会議は所員全員が参加していましたが、援助方針会議やアセスメント会議は、SVや班長以上、保健師、警察官等が常時参加、個々のケース担当者はその都度参加するという形態でした。しかし所内会議は職員のOJTの意味合いもあり、多角的総合的に検討する必要があるため、できるだけ多くの職員の参加を検討してはいかがでしょうか。

また一保の職員が援助方針会議に参加しないようですが、一保での児童の様子は援助方針を決めるにあたって極めて重要な判断要素になりますので、オンライン参加も含めて参加の機会を作りにしてください。

教員が支所も含めて3人派遣され、福祉司として業務にあたっていますが、そのキャリアを活かすべく、受理会議、

援助方針会議において、教員も専門的な視点で意見を述べてもらう等の取組を期待します。

事例ヒアリングにおいて、市町村との連携がうまくいかず、要対協の個別ケース会議等の開催基準が曖昧で、調整に時間を要したケースが紹介されました。児相の役割や要対協の意味について研修等で周知し、「子どもの最善の利益」につながる協議ができるような関係構築を期待します。

さらに在宅支援のアセスメントについては、市町村との間で共通アセスメント・プランニングシートの活用が進んでいないため、対応機関の調整に時間を要しています。研修などを行い、共通理解の元でアセスメントが進められることを期待します。

施設や里親からのアンケートでは、福祉司のかかわり（子どもへの接触だけでなく、里親・施設との連携について）の不満がうかがえました。現在の東部児相での対応に不満があることを踏まえ、より積極的なかかわりが必要とされます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.12	相談・通告の受付体制が確保されているか	A
No.13	相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	A
No.14	受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	B
No.15	子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
No.16	一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	A
No.17	アセスメントに必要な調査が行えているか	A
No.18	アセスメントが適切に行われているか	A
No.19	特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	A
No.20	援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	B
No.21	援助指針(援助方針)の決定に際し、組織的に適切な判断が行われているか	A
No.22	援助指針(援助方針)の内容は適切か	A
No.23	市区町村(中核市および特別区を含む)がかかわるケースについて、援助指針(援助方針)に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	B
No.24	在宅指導中の子どもと保護者に対する支援は適切に行われているか	A
No.25	指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	A
No.26	指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	B
No.27	児童相談所の所管の決定に関し、十分な検討が行われているか	A
No.28	「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	A
No.29	「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	A

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援

－社会的養護で生活する子どもへの支援の質を高め、子どもの権利を擁護しているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

<評価できる点>

委託児等に対して支援 2 班を設け、定期的な面接や状況確認が行われる体制が作られています。その子どもたちは支援 2 班の班長が状況を把握しており、年 3 回、状況確認が行われています。また施設等での面会では子どもの生活に合わせて夕方からの時間設定にするなど、配慮されていました。

管内には施設や里親という社会的養護が乏しい中、県内の広域な資源を活用して子どもの居場所を確保しています。

委託児等との面会については援助方針会議で頻度について協議し、学校の行事予定等を確認しながら面会できるスケジュールを組んでいました。特に入所直後は頻繁に面会を実施している様子が見られました。

委託児等のアンケートでは福祉司や心理司は「よく話をきいてくれる」という回答が 84.4%で相談内容も多岐にわたっており、社会的養護で生活する子どもたちの心情に寄り添う姿勢が見られます。

<改善が望まれる点>

県全体の課題ですが社会的養護施設の入所児が定員いっぱいであり、代替養育を必要としている子どもの適性ではなく「入ることができる施設」に措置せざるを得ない状態が続いており、子どもへの権利侵害と考えられます。このような事態を重く受け止め、県として受け入れ先の拡充に向けた取り組みの早急な対応が必要です。

関係機関アンケートでは、全般的に施設と比べ里親から厳しい意見が出されていました。里親は支援の一翼を担っていますが、個人のご家庭で養育を引き受ける方であり、より丁寧な関わりが必要です。児相としては必要な内容を伝えていると思われそうですが、種々の説明等をする場合にも、「伝えたか」ではなく「伝わったか」を意識して取り組まれることを期待します。

自立支援計画についてアンケートでは、「（自立支援計画を）見せられたことがない」（里親）、「（自立支援計画への）見直し等の意見はない」（施設）との声が寄せられていました。児相として取り組んでいたとしても、関係機関がどのように受けとめたのかを確認し、内容を共有する努力が求められます。

不調等による措置変更においても同様の課題があります。入所した施設が思ったところと違うと言って気に入らず、その後も様々な理由で不適合を起し、行き場を転々としているケースがありました。不適合を起した際に調整活動をするのはもちろんですが、そもそも本人に合った居場所を選択できるように、施設を選ぶ際は子どもの意見をしっかり聞き取り、子どもによっては見学だけでなく宿泊を伴う体験入所の実施も検討されると良いと思います。さらに施設不調は子どものダメージも大きいので、一保も含めた回復の環境を提供できるよう、資源の充実を期待します。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.30	社会的養護を必要とする子どもの援助指針(援助方針)の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	B
No.31	里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	A
No.32	措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	A
No.33	里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか(指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等)	A
No.34	援助指針(援助方針)の見直しが適切に行われているか	A
No.35	自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、里親・施設との連携を密に行っているか	A
No.36	面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	A
No.37	里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	A
No.38	一時帰宅における対応が適切に行われているか	A
No.39	措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	A
No.40	措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	A
No.41	入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	A
No.42	こどもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	A
No.43	18歳以上について、支援を行っているか	A

第V部 社会的養育の推進

－家庭養護や養子縁組、家庭支援などの社会的養育を推進するための取り組みが行えているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

<評価できる点>

里センを県内 1 カ所で開設し、広報活動やリクルートを行っていることは、里親推進において重要であると思います。また支援 2 班の副班長を「里親支援担当福祉司」として配置し、さらに会計年度任用職員の「里親委託推進員」を配置して、里親支援に取り組んでいます。

管内の里親登録数は多くはありませんが、システムで県内の里親の情報を見ることができ、管内にかかわらず、広域の委託を可能としていました。

里親サロンが適宜開催され、児相職員も参加して交流を図ることで里親への支援に取り組んでいました。

児相長の申し立てにより、2020（令和2）年度から継続的に毎年1件程度の特別養子縁組が成立する状況となっています。

<改善が望まれる点>

震災による親族里親のニーズがなくなったこと等も影響してのことか、委託児童の割合が高いとは言えません。一方、県では社会的養護の受け皿の不足が深刻と拝察しました。代替養育を必要としている児童の支援のあり方を検討し、里親委託の必要な児童には、確実に委託先を提供できるよう取り組むことが期待されます。

その打開策として里親の拡大が1つの方策ですが、東部児相では里親登録数は増えていません。県内に里センが1カ所しかなく、広報活動や里親支援等においては十分ではないと危惧されます。また一般的に里親は里子との対応に苦慮しても、「委託解除になるのではないか」と心配して、対応困難な事態の相談ができず虐待になることも懸念されます。

そのため里親拡大と里親支援については、児相職員以外の支援者が必要です。宮城県北部児童相談所の例を参考に、里センの更なる活用について県としての検討をお願いします。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.44	家庭養護を推進するためのフォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	A
No.45	養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	A
No.46	養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	A

第VI部 家族とのかかわり・家族への支援

- － 子どもの権利・最善の利益の擁護のために家庭と向き合っているか
- 家族に対して必要な支援が行えているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
<p><評価できる点></p> <p>過去数年間、一時保護状の請求や児福法第 28 条の親権者の意に反する場合の家庭裁判所（以下、「家裁」という）への審判請求や保護期間延長の申し立てがないのは、子どもの安全を担保しながら保護者の意向に沿おうという東部児相の姿勢の結果とされます。東部児相のケースワークの目標として、「保護者の同意に向けてがんばる」ということが設定されていました。</p> <p>ヒアリングでお聞きした「関係機関と援助方針について意見が異なるケース」では、どうして関係機関から家庭復帰について消極的な意見が出るのか理解するために、家族との面談を何度も実施しており、また、その中で判明した家族の課題について克服できるように一緒に考えていました。児相の動きとして素晴らしいと思いました。</p> <p><改善が望まれる点></p> <p>保護者や関係機関との個別の面接や調整は細やかに行われていましたが、これを一歩進めた「家族応援会議」の実施には至っていませんでした。関係機関だけで支援策を決めて押し付けるのではなく、「子どもの安全の確保」を、子どもや保護者にも能動的に考えていただき、関係機関が何を応援できるのか、一緒になって取り組む工夫が必要と思われます。</p>	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.47	適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	A
No.48	保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	A
No.49	保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	A
No.50	親子関係再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	A

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携

- － 児童相談所の機能を発揮するための連携体制を構築しているか
- 児童相談所の機能・専門性を活かした地域支援を行っているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

<評価できる点>

現役の警察官や教員を児相職員として受け入れており、その結果、それぞれの役割の理解が進み、連携強化につながっています。

各市町が開催する要対協の構成機関職員を対象とした研修に出向き、管内の虐待対応の現状や支援策について講義を行うなど、市町の支援力の向上に向けた支援を行っています。

在宅支援を担当する支援 1 班は地区担当制となっており、市町村は担当する窓口（福祉司）が不明瞭になる等の問題は生じていないとのことでした。

一時保護から家庭復帰をさせるにあたり関係機関などから異論が出た事例について、関係機関の意見を尊重しながらも、福祉司が家族や本人、関係機関との面談を重ね、家庭復帰に導いていました。今後も、児童福祉司指導を通じて関係機関の連携をつなげる努力を続けていきたいと思えます。

元所長の児童虐待対応業務アドバイザーが職員研修等で市町村支援を担当しています。児相業務も熟知しているため、児相と市町村との橋渡し役が期待されます。

要対協への参加状況を見ると、個別ケース検討会議では多くの会議で担当者だけでなく SV も参加しており、市町村との関係を重視し、ともに考える姿勢が感じられました。

<改善が望まれる点>

それぞれの個別事例においては、東部児相として市町村と連携を図っていることは、事例ヒアリングや援助方針会議からうかがわれました。一方、市町村のアンケートを見ると、児相の取り組みがどのようなものがよく分からないといった意見が複数見受けられました（たとえば、「一時保護までのプロセスの情報がない」「児福審の情報が市に入っていない」「児相の業務の進め方やチームの動き方を知る機会がほしい」など）。市町村の児相に対する期待の大きさの表れとも考えられます。またヒアリングでは、市町によっては児相の役割について十分理解できていないことにより、地域での相談ケースの進行管理や支援等に課題が生じるおそれがあることが窺えました。

更に同アンケートにて、「児相は子どもの権利についての説明を適切に行っているか」という問いに対して「わからない」の回答が 100 パーセントを占めました。この点は、子どもに関わるうえで非常に重要ですので、児相として子どもにどのように権利についての説明を行っているか、市町村と共有すべきであると思えます。

さらに今年度の研修実績についても、市町村で開催される要対協での研修会での講師はありますが、東部児相主催の研修会はないようです。

これに対する改善策として、

- 現在行われている弁護士等による所内研修に市町村の参加を促す
- 年度当初に市町村の担当職員への相互の役割や連携についての説明をしたり、援助方針会議の傍聴の機会を設ける
- 在宅支援中のケースについて、ケースの匿名を担保したうえで他の市町村や関係機関職員を交えた事例検

討会を開催する

- 年 3 回程度管内の市町村の連絡会を設け、課題や解決策を話し合う
 - 児相で市町の相談業務支援を担っている会計年度任用職員の「児童虐待対応業務アドバイザー」が毎月 1 回、全市町村を訪問し、市町村が抱える困難事例に助言する
- など、東部児相として積極的に市町村支援を行うことは可能でしょうか。ご検討ください。

県では、「子どもの申し立て」や「児相が保護者と意見が相違した場合」に検討する児童福祉法の児童福祉審議会に当たる機関（宮城県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童措置部会（以下、「部会」という））が設置されています。しかし東部児相では近年、児福法第 28 条の申し立て等がないため、部会への諮問が行われていません。一方、部会への諮問は、保護者や子どもの意向と児相の判断が異なる場合だけでなく、児相が対応に迷う時にも助言を求めることが可能です。一般的に児相では判断や支援方法に迷うケースが増加傾向にあるため、個別ケースの対応や判断に迷う場合の部会への諮問は、東部児相の支援策のヒントにもなりますし、家裁に申し立てる場合には「十分に検討した」という証左にもなります。そのため部会への諮問が積極的に行われることを望みます。またその際には、県内の他の児相が提出した事例についても学びがあると思われるので、多忙とは思いますが、部会が開かれる際には、全所が参加することも検討されてはいかがでしょうか。

さらに県内唯一の児家センが支所管内にあります。できれば東部児相管内の要対協実務者会議に児家センも参加していただき、家庭訪問や同行支援など直接的な支援を担ってもらえると、市町村支援の内容が充実すると思われれます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.51	関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	A
No.52	児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	B
No.53	市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	A
No.54	市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	A
No.55	要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	A
No.56	市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	B
No.57	児福審からの意見聴取や報告を適切に行っているか	B